

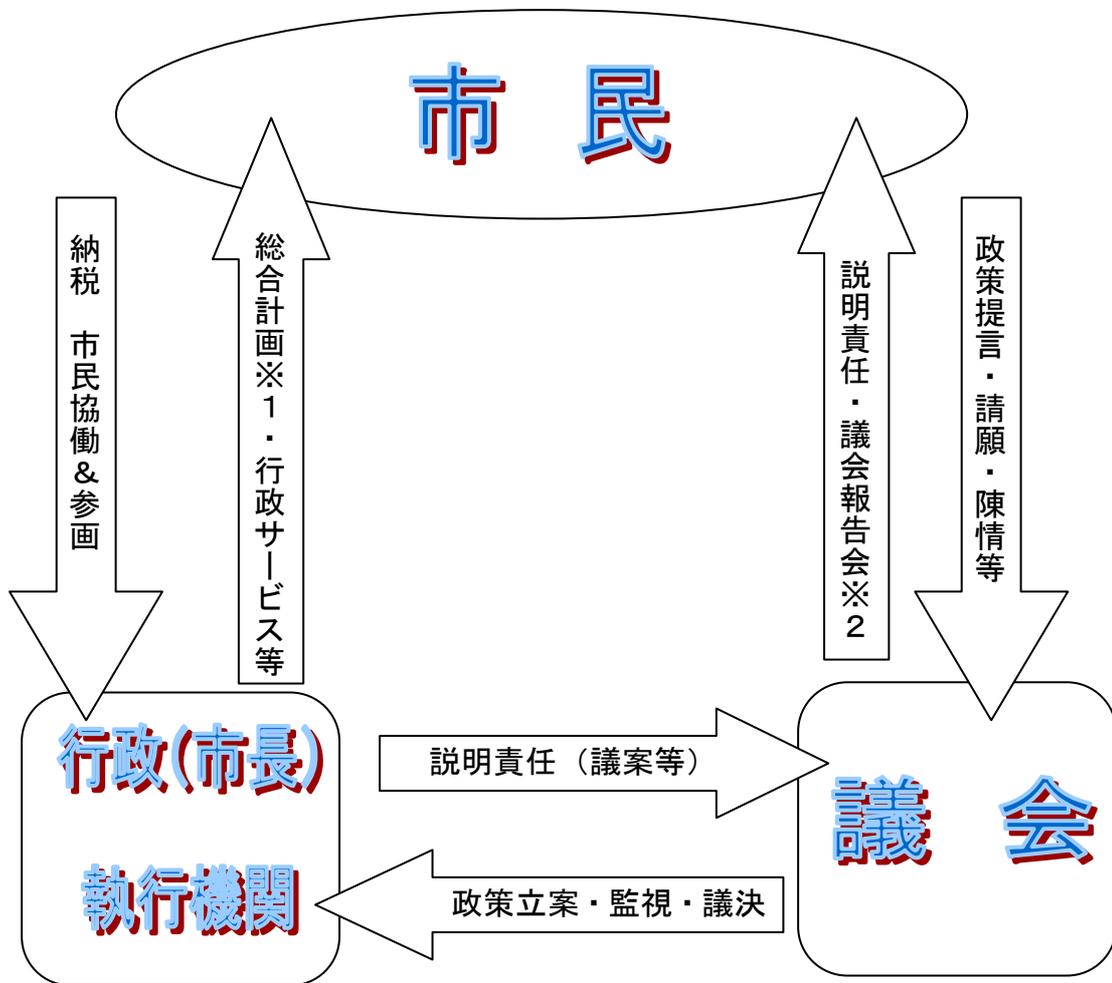
## 市議会の役割

市議会は、市民に代わってその声を市政に反映するところで、市の意思を決定する議事機関です。

地方自治体では、首長（市長）と議会議員はともに直接選挙で選ぶ制度をとっています。これを二元代表制と言います。

二元代表制の特徴は、相互のけん制・抑制と均衡によって首長(市長)と議会が緊張関係を保ち続けることが求められています。すなわち、地方自治体（市）の基本方針を議会は「政策決定」の機能と、「監視・評価」の機能を果たすこととなります。

## 二元代表制と行政（市）の仕組み



※1 総合計画は、みんなで高浜市をつくっていくための「設計図」です。

※2 高浜市議会基本条例(平成23年4月1日施行)第2章「議会の活動原則」及び第5章「市民と議会との関係」の内容です。